

臨時休業中の生徒とのICTを活用した連絡に関する運用規程

現在、本校においては、令和2年4月22日付け政教第84号「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について（通知）」に基づき、ICTを活用した学習指導等を実施することとしています。

一方、「和気閑谷高等学校 生徒対応等 校内ルール」や令和2年3月に策定された「わいせつ行為等根絶に向けた岡山県公立学校教職員行動指針」において、「私的な電子メールやSNSを使って児童生徒へ連絡すること」等の禁止を徹底しているところです。

こうしたことを踏まえて、本校では、緊急的な措置として、次の点を担保してICTを活用した学習指導等を実施することとします。

記

1 ICTツールの使用について

令和2年4月16日付け「県南部の県立高等学校の臨時休業について」及び令和2年5月 日付け「臨時休業の期間延長に伴う対応について」に則り、学校で許可されたICTツール（「G suite for Education」・「Google Classroom」、 「39 メール」等）のみを使用する。

2 使用アカウントについて

ログ等で電子メール等の使用履歴を確認できるアカウント（全庁共通システムにおけるメールアカウント、「G suite for Education」におけるアカウント）及び「39 メール」で登録されたメールアカウントのみ使用する。

3 内容について

学習指導・生徒指導（健康観察を含む。）に関することに限る。

4 使用時間について

原則として、勤務時間内とする。

5 使用場所

学校内での使用を基本とするが、自宅で勤務する場合には、自宅でも使用できる。

6 使用する端末

学校の端末（自席のパソコン、配付されたiPad等）を使用することを基本とするが、自宅で勤務する場合には、個人所有の端末も使用できる。